様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年12月2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃやしま  一般事業主の氏名又は名称 株式会社ヤシマ  （ふりがな）みのうら　ゆたか  （法人の場合）代表者の氏名 箕浦　裕  住所　〒144-0056  　 東京都大田区西六郷4丁目28番15号  法人番号　7010801012021  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | 2024年10月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  URL：<https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf>  ＤＸ推進宣言　経営理念、ＤＸビジョン（３年後にありたい姿） | | 記載内容抜粋 | ◆ 経営理念  株式会社ヤシマは、グローバル化が進む製造業において、電池部品の国内トップシェア企業として、技術の高度化と自動化・IT化を推進し、人と車の安全を守り続けます。  ◆ DXビジョン（３年後にありたい姿）  経営理念の実現に向けてデジタル技術を活用して工場設備の生産性の向上を推進し、「働き方改革」として社員全員にとって働きやすい職場環境を整備していきます。そして、お取引様・社員・社会にとって価値のある製品の提供を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月21日、取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である役員会において承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | 2024年10月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  URL: <https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf>  ＤＸ推進宣言　ＤＸ戦略・施策 | | 記載内容抜粋 | フェーズ2(2025年度)＜戦略＞従業員全員にデジタル化の認識を高め業務に取り込む環境を実現  ・･･･稼働実績のデータベースを構築して自動運転の一時停止トラブルの発生状況を分析し、稼働率の向上に取り組みます。  ＜施策＞  ・設備の自動運転稼働率の向上を図るため、自動運転稼働状況の見える化を推進します。  フェーズ3(2026年度)＜戦略＞従業員のアイデアをもとに生産性向上・働き方改革を実現する仕組みを構築  ・従業員のアイデアをもとに、デジタル化による改善を取り込み、生産性向上を図ります。また、現場従業員の声が経営に活かされていると実感できるよう社内コミュニケーションの円滑化を進め、働き方改革につなげていきます。  ＜施策＞  ・体制や表彰制度等の整備  ・工場設備の自動運転稼働率の向上 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年10月21日、取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる機関である役員会において承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  URL: <https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf>  ＤＸ推進宣言　ＤＸ推進体制 | | 記載内容抜粋 | 当社生産品質会議の中にDX推進チームを設置し、代表取締役社長が統括責任者となってDX戦略の実行を進めていきます。  ・DX推進チームにDX推進責任者を配置し、従業員の社内研修やOJTを通してDX戦略の推進に必要な人材を育成していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社ホームページ  URL: <https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf>  ＤＸ推進宣言　ＤＸ戦略・施策 | | 記載内容抜粋 | フェーズ1(2024年度)＜戦略＞本社工場設備の全体最適な生産ラインへの改善よる生産性向上の実現  ・工場設備の導入経過年数を確認するとともに、各生産ラインの自動化の進展度を評価し、設備投資計画を策定します。  ＜施策＞  ・中期設備投資計画の策定  ・先行実施中の第二工場においてゴム成形ラインを再構築  フェーズ2(2025年度)＜戦略＞従業員全員にデジタル化の認識を高め業務に取り込む環境を実現  ・設備の自動運転稼働状況について、クラウド環境下でPC、タブレット、スマートフォンによりリアルタイムで確認できるシステムを導入し、一時停止トラブル後に早期復旧できる体制を構築します。･･･  ・中期設備投資計画に基づき設備の更新及び改善に着手します。また、各生産ラインにおいて生産性向上に向けたデジタル化の活用のアイデアが生まれる土壌作りを進めます。  ＜施策＞  ・設備更新・改善ロードマップを作成して従業員のアイデアがDX推進につながる体質の醸成  ・経過年数が最も古く１台のみの130ｔプラスチック成形機の更新を優先実施し、取り出し口の自動化を推進します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ＤＸ推進宣言 | | 公表日 | 2024年10月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社ホームページ  URL: <https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf>  ＤＸ推進宣言　ＤＸ推進目標 | | 記載内容抜粋 | 自動運転稼働率：2023年度実績90％→2026年度末95％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 「会社概要」2023年９月１日  「ＤＸ推進宣言」2024年10月21日 | | 発信方法 | 当社ホームページに「会社概要」「ＤＸ推進宣言」として掲載  「会社概要」URL: <https://k-yashima.com/company>  「ＤＸ推進宣言」URL: <https://k-yashima.com/wp-content/themes/octheme/pdf/dx-3.pdf> | | 発信内容 | 「株式会社ヤシマ　代表取締役 箕浦 裕」と記載してホームページの「会社概要」「DX推進宣言」として以下の内容を発進している。  「会社概要」  当社は昭和９年の創業以来、大田区西六郷の地でプラスチック・ゴム製品一筋で歩んで参りました。時代とともに変化する顧客ニーズに応えるべく、製造設備の無人化や海外展開を実現し、自動化・IT化を取り入れております。安全第一を念頭に、常に品質向上を追求してまいります。  「ＤＸ推進宣言」  ◆ 経営理念  株式会社ヤシマは、グローバル化が進む製造業において、電池部品の国内トップシェア企業として、技術の高度化と自動化・IT化を推進し、人と車の安全を守り続けます。  ◆デジタル技術が社会や自社の競争環境に及ぼす影響  デジタル技術の進展は、特に製造業分野では生産性の向上に大いに寄与してきました。当社におきましても、これまでモノづくり技術とデジタル技術を集結し、生産設備を完全自動化して高品質・低価格の製品を提供してきました。当社は、今後も新たなデジタル技術を活用して、さらなる生産性の向上と労働環境の改善を進めて参ります。  ◆ DXビジョン（３年後にありたい姿）  経営理念の実現に向けてデジタル技術を活用して工場設備の生産性の向上を推進し、「働き方改革」として社員全員にとって働きやすい職場環境を整備していきます。そして、お取引様・社員・社会にとって価値のある製品の提供を目指していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年４月～実施継続中 | | 実施内容 | X戦略・施策フェーズ1(2024年度)の中期設備投資計画策定の中で情報処理システムにおける課題を整理する。  DX推進指標による自己分析を行ない、IPAの自己診断結果入力サイトに入力済みである。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年４月頃～実施継続中 | | 実施内容 | 情報セキュリティ基本方針に基づき全従業員に対して情報背キュリティ研修を実施する。  自社ホームページで情報セキュリティ基本方針を公開し、SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。